

電気供給契約書（案）

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「使用者」という。）と
_____（以下「供給者」という。）は、鳥取県立米子コンベンションセンター及び米子国際会議場で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的及び対象施設）

第1条 供給者は、別添仕様書に基づき使用者の鳥取県立米子コンベンションセンター及び米子国際会議場で使用する電気を需要に応じて供給し、使用者は供給者にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約電気料金単価）

第2条 契約電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。
なお、この需給期間中において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、使用者は当該変更後の税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。

期間	区分	単価	
2026年4月1日から 2029年3月31日まで	基本料金 単価	_____円/kW	
	電力量料金 単価	夏季	_____円/kWh
		その他季	_____円/kWh

（需給期間）

第3条 需給期間は、2026年4月1日から2029年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 使用者は、本契約に係る供給者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、使用者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 使用電力量の増減は、別添仕様書7のとおりとする。

（契約電力の決定）

第7条 各月の契約電力は、別添仕様書3（2）のとおりとする。

(使用電力量の検針)

第8条 毎月の電力量の計量日は、あらかじめ供給者が通知するものとし、供給者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を算定する。

(電気料金単価の変更)

第9条 電気料金単価の変更は、別添仕様書8のとおりとする。

(電気料金の計算)

第10条 電気料金の計算は、1ヶ月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間)単位とする。

2 電気料金の計算方法は、別添仕様書9のとおりとする。力率割引又は力率割増の計算方法は、別紙 力率割引又は力率割増及び固有割引額の計算のとおりとする。

(固有割引額がない場合は、固有割引額の記載は削除)

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 電気料金の支払は、別添仕様書11のとおりとする。

2 使用者は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該請求額を支払うこととする。

3 使用者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による請求額の支払いが遅れたときは、供給者は、当該未払い金額に対し、年2.5パーセントの率により計算した額の遅延利息を使用者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

4 前項の遅延利息額の計算は、鳥取県会計規則の例によるものとする。

(契約解除)

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 供給者が天災その他不可抗力により電気の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 供給者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、供給者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、供給者が本契約条項に違反したとき。

2 供給者は、前項第1号、第2号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を使用者に請求することはできない。

3 供給者は、使用者が第1項第3号、第4号の規定によりこの契約を解除した場合において、使用者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

4 供給者は、第1項第3号、第4号の規定により契約を解除されたときは、年間予定契約電力及び年間予定使用電力量に対し、第10条の規定に基づき算定した電気料金の10パーセントに相当する額を、違約金として使用者に支払わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 供給者が次の各項に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

なお、供給者は、次の各項に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除されたときは、年間予定契約電力及び年間予定使用電力量に対し、第10条の規定に基づき算定した電気料金の10パーセントに相当する額を、違約金として使用者に支払わなければならない。

また、供給者が次の各項に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

3 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(1) 暴力団員を役員等(供給者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、供給者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(2) 暴力団員を雇用すること。

(3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 使用者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)を供給者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1ヵ月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(守秘義務)

第15条 使用者及び供給者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならないものとする。

2 使用者及び供給者は契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第16条 2026年度以降において、本契約に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 使用者は、前項の規定による契約の解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第17条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、使用者、供給者協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、使用者、供給者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

2026年__月__日

使用者 米子市末広町294
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
理事長 石村隆男

供給者

(別紙)

力率割引又は力率割増及び固有割引額の計算

電気料金の算出に使用する力率割引又は力率割増の計算方法は、以下のとおりとする。

1. 力率割引又は力率割増の計算方法

(1) 力率

その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は、次のとおりとする。なお、単位は、パーセント(%)とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。

【算定式】

$$\text{平均力率}(\%) = \text{有効電力量} \div \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}} \times 100$$

(2) 力率割引又は力率割増

算定式は、次のとおりとする。

【算定式】

$$\text{力率割引又は力率割増} = 1.85 - \text{平均力率}(\%) \div 100$$